

院内感染対策のための指針

I 総則

1 目的

この指針は、医療関連感染の予防、・再発防止対策および集団感染事例発生時の対応等、静岡市立静岡病院における病院感染対策の基本方針を定め、患者、全職員及び訪問者を医療関連感染から防除し、安全で質の高い医療を提供することを目的とする。

2 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は患者が本来受ける必要のない不利益を被り、最悪の場合は命を失う結果となるなど、安全で質の高い医療を提供するためにはその制御が不可欠である。

院内感染対策は院内感染症の発生を未然に予防することと、発生した感染症を制圧することから成り立っている。これらを実践するためには、信頼できる臨床研究から得られた科学的根拠のある標準化された指針に則って、内容を十分理解しかつ実践することが必要である。職員の一人ひとりが院内感染対策に取り組むのみならず、組織的に院内感染対策を推進するため、以下の点について指針を定めるものとし、個別の対応については、院内感染対策マニュアルに記載された手順で実行するものとする。

II 静岡市立病院の感染管理に関する組織

静岡市立静岡病院（以下「当院」という。）に以下の組織を設置し、継続的な感染管理を効果的かつ効率的に行う。

1 院内感染対策委員会

医療関連感染の予防及び感染発生時における適切な対応を図るために、「静岡市立静岡病院院内感染対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 構成員

- ア 病院長
- イ 看護部長
- ウ 感染症について経験を有する医師
- エ 感染管理認定看護師
- オ 各部門の責任者又はその指名する職員
- カ その他病院長が感染対策のため必要として指名する職員

(2) 委員会の会議

委員会の会議は、月に1回程度開催するほか、感染対策のため委員長が必要と認める場合に開催する。

(3) 設置及び所掌事項等に関する要綱

委員会の設置及び所掌事項等委員会の運営に必要な事項は、要綱で定めることとする。

2 感染制御チーム（ICT：Infection Control Team）

当院の院内感染対策を推進するために、感染管理室に「静岡市立静岡病院感染制御チーム」（以下、「ICT」という）を設置する。

(1) 構成員

ア 感染制御の専門的知識を有する医療従事者（ICD：Infection Control Doctor）

イ 感染管理認定看護師（CNIC：Certified Nurse Infection Control）

ウ 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職その他、ICTの取組みのため必要と認める職員

(2) ICTの会議

ICTの会議は、月に1回程度開催する。なお、ここで審議した事項等については、委員会及び感染管理室に報告するものとする。

(3) 設置及び所掌事項等に関する要綱

ICTの設置並びに所掌事項及び権限等については、要綱で定めることとする。

3 感染管理室

院内感染対策の効率的な実施と迅速な問題解決のための現場サポートを行うため、感染管理室を設置する。（地方独立行政法人静岡市立静岡病院組織規程別表1）

(1) 組織

感染管理室には、組織規程で定めるところにより、室長及び副室長を置く。

また、適切な感染管理を行うため、専従の職員として感染管理認定看護師を置くものとする。

(2) 所掌事項等に関する要綱

組織規程で定めるもののほか、感染管理室の所掌事項及び権限等については、要綱で定めることとする。

III 病院感染管理に関する職員研修の基本指針

委員会は病院職員の院内感染対策に関する基本的知識の習得を目的として研修を行う。研修は年2回以上とし、必要に応じて院外講師を招聘する。

IV 感染症発生状況の監視と報告に関する基本指針

1 感染症法に定められている届出感染症が発生したときには、担当医は所定の届出用紙に記入し感染管理室に提出する。

感染管理室は、担当医から所定の届出用紙の提出があったときは、医事課に報告すると

もに、保健所に届出を行う。

- 2 ICTは院内感染に関して重要な疾患についてサーベイランスを行う。
なお、ICTが行ったサーベイランスのデータは、ICT会議に報告する。
- 3 微生物検査室は、院内感染に関して重要な菌種について、その検出状況を毎月委員会に報告する。

V アウトブレイクまたは異常発生時の対応

1 各職員の対応

医療関連感染のアウトブレイクがある場合（疑いであるものを含む）には、職員は感染管理室に通報する。

2 感染管理室及び委員会の対応

職員から通報を受けた感染管理室は、委員会の委員長及びICTに報告し、アウトブレイクか否か、その他必要な事項について情報を収集し対応を検討する。

3 ICTの対応

ICTは、医療関連感染のアウトブレイクが発生した場合には発生状況の詳細な把握、発生原因の究明および感染拡大防止のための具体的な対策を速やかに講じるとともに、アウトブレイクの規模や感染症の疾患種類を考慮して必要であるときは病院長および医療安全管理室に報告する。

4 病院長及び医療安全管理室の対応

病院長及び医療安全管理室は、前項の報告を受けたときは、アウトブレイク等の異常に対する対応方針を決定する。

VI 感染伝播リスクのある患者とその家族へ説明・同意

感染伝播リスクのある患者へ、担当医や担当看護師が、微生物が検出された事実及び蔓延防止に必要な感染対策を説明し同意を得る。

また必要であれば家族にも説明し同意を得る。

VII 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本方針はホームページに掲載し、一般に開示する。また患者等から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとする。

VIII 院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- 1 職員は、医療関連感染を防止するために、院内感染対策マニュアルに記載された感染対策を実施する。感染対策上の疑義については、感染管理室またはICTと十分に協議する。

2 職員は、自部署の感染対策上の問題発見に努め、感染管理室、ICTと協議しこれを改善する。

3 職員は、医療関連感染を防止するため、ワクチン接種を積極的に受ける。

また日頃から自身の健康管理を十分に行い、感染症罹患時またはその疑いがある場合は速やかに院内報告体制に基づき報告する。

IX 地域支援

静岡市立静岡病院は、地域の中小病院や診療所からの感染管理に関する支援要請に対応する役割を担うものとする。